

令和7年度第1回 福岡県介護保険広域連合
個人情報保護審査会 議事録

1 開催日時 令和7年12月23日(火) 13時00分～14時02分

2 開催場所 福岡県自治会館 102会議室

3 出席者

○個人情報保護審査会委員(50音順)

坂本毅啓会長、高藤基嗣委員、田代多恵子委員、横大路恵里委員

○広域連合職員

上村事務局長、田中総務課長、梶間事業課長、屋敷総務係長、計画係 松永
総務係 平田

4 審議内容

(1) 定足数について

【事務局】

初めに、定足数についてご報告申し上げます。

本日は、4名の委員にご出席いただいております。

個人情報の保護に関する法律施行条例第14条第2項に定めます定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

なお、本日もご欠席となりました高田委員には審査会終了後、議事録をまとめた後、出席委員の皆様と同様に、郵送させていただく予定としております。

(2) 会長の選任について

【事務局】

会長の選任についてでございます。

情報公開審査会の会長については情報公開条例第23条第2項、個人情報保護審査会の会長については個人情報の保護に関する法律施行条例第13条第1項において、それぞれ、委員のうちから互選することが規定されております。

また、これまで両審査会の会長は、お一人の委員の方をお願いしておりました。

今回においても両審査会の会長を、お一人の委員の方をお願いしたいと存じますがいかがでしょうか。

(異議なし)

【事務局】

では、両審査会の会長は、これまでどおり、お一人の委員の方をお願いいたします。

会長は委員のうちから互選するとの規定により、委員の皆様からのご推選や立候補をいただきたいと存じます。

ご推選や立候補はございますでしょうか。

【高藤委員】

会長については、前回の任期中、会長を務めていただきました、北九州市立大学の坂本委員にお願いしたいと思いますが、他の委員の皆様いかがでしょうか。

【他の委員】

よろしく申し上げます。

【事務局】

高藤委員からのご推選の他に、ご推選や立候補は無いようですので、坂本委員に会長をお願いしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

【事務局】

それでは、坂本委員よろしくお願いいいたします。

【坂本会長】

前回の任期に引き続き、会長を務めさせていただきます坂本と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

(3) 職務代理者の指名について

【坂本会長】

それでは、次第の2(2)「会長職務代理者の指名」に入らせていただきます。

情報公開条例第23条第4項、個人情報の保護に関する法律施行条例第13条第3項により、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する、とございます。会長がやむなく欠席しなければならない場合などに会長の代理をお願いする方ということでございます。

こちらも会長と同様に、両審査会の職務代理者はお一人の委員の方をお願いしております。

委員の皆様からご意見がなければ、私といたしましては前回の任期に引き続きまして高藤委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

高藤委員いかがでしょうか。

【高藤委員】

はい、お引き受けいたします。

【坂本会長】

よろしくお願いいいたします。

では、次に進みます。

(4) 議事内容

【坂本会長】

それでは、議事に入ります。

内容としましては、「自治体システム標準化に伴う特定個人情報保護評価書（全項目評

価書)の第三者点検について」です。

介護保険広域連合長から当審査会に諮問がございますので、よろしくお願いいたします。

《事務局 諮問書の写しの配付、諮問書読上げ》

【坂本会長】

ただいま、当審査会に諮問がございました。

この諮問内容につきまして、本日委員の皆様と議論を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

案件としましては、諮問書にありましたように、自治体システム標準化に伴う特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の第三者点検です。

まず、事務局から説明をお願いします。

《事務局説明 特定個人情報保護評価の概要説明》

【坂本会長】

ありがとうございました。特定個人情報保護評価の概要説明につきまして、質問がございますでしょうか。

(質疑なし)

【坂本会長】

よろしいでしょうか。

それでは、次に、自治体システムの標準化及び特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の変更箇所について、説明をお願いします。

【事務局】

事業課長の梶間です。私からは、システムの標準化の概要と介護保険に関する対象案件の説明をさせていただきます。

まず、資料3「地方自治体の基幹業務システム標準化の概要」をご覧ください。システムの標準化でございますが、これは国の法律に基づいた対応となっております。＜目的＞ですが、これまで各自治体が、個別に住民情報系等のシステムを開発しておりましたが、制度改正時の改修の負担が大きいですとか、コロナのときのような全国一律の施策を迅速に実施することが難しいといった課題がございまして、これについて全国一律でシステムの仕様を標準化して、各自治体はその仕様に従ったシステムに変えていくというところでございます。

次に、＜国における動き＞でございますが、令和3年9月に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が施行されまして、中段の四角枠の中にあります20の対象業務について、システムの標準化をすることが定められました。今回対象案件は11番の介護保険業務、対象となるシステムは介護保険システムということになります。このこ

とについて、令和4年10月に基本方針が閣議決定され、目標期限が令和7年度末までと定められたところがございます。

続いて標準化の実施方法についてです。資料左下の図をご覧ください。一番左側が現状になります。各自治体が独自の環境を構築して業務に当たっている図です。現在のシステムにつきましては、当広域連合で調達したデータセンターというところで稼働しておりますが、標準化移行後には、右側の図のとおり法律に基づいて国が提供するクラウドサービスであるガバメントクラウドという新しい環境にシステムを構築することとされております。

標準化によるクラウドシステム共同利用のメリットとしては、資料右中ほどの赤枠内にありますように、コスト削減、情報システムの迅速な構築及び柔軟な拡張、セキュリティ対策や運用監視などがあげられております。

資料右下の青枠内に示しておりますが、地方公共団体が標準準拠システム等を利用するためのガバメントクラウドのサービス提供者は現時点で4社あり、当広域連合ではAmazonのAWSを利用することとしております。

次に資料4をご覧ください。介護保険システム標準化に伴う変更点等についてご説明いたします。

初めに、「1 介護保険システムの概要」について説明させていただきます。介護保険システムはその名のとおり、介護保険事務を行うためのシステムとなっております。主に資格管理機能、納付機能、認定機能、受給機能、給付機能の5つの機能を有しております。資格管理機能につきましては、65歳到達や転入等による資格取得や死亡や転出等による資格喪失などの資格情報を管理する機能となっております。納付機能につきましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料に関する賦課、収納、滞納状況等の管理を行う機能となっております。認定機能につきましては、要介護・要支援認定申請の受付から結果までの情報の管理を行う機能となっております。認定調査の結果などがここに含まれております。続いて、受給機能についてですが、要介護・要支援の認定を受けた方の自己負担割合や施設の入退所者情報、利用者負担減免状況などの情報を管理する機能となっております。最後に給付機能ですが、国保連合会から提供された現物給付、つまり介護サービスの給付実績というところになりますが、現物給付の実績や償還払い等の支給実績の管理等を行う機能となっております。

これらの機能で管理する情報について、マイナンバーを利用することで各自治体や関係機関での情報共有が容易となり、また情報の特定、突合がスムーズになることで事務の効率化やミスの防止等が期待できるため、介護保険に関する事務において特定個人情報を取り扱っているような状況となっております。

続きまして、「2 システム稼働環境変更について(ガバメントクラウド移行)」についてです。概要は先程資料3でご説明したとおりですが、現行では当広域連合で調達しているデータセンターのサーバーを利用していますが、標準化後は国が調達するガバメントクラウドに整備される共通的な基盤・機能の上に、介護保険システムを構築して利用します。取り扱う情報そのものの内容に変更はありません。

なお、国が構築・運用するガバメントクラウドは、アクセスが限定される閉域のネットワーク環境上に構築されるものであり、一般的なクラウドサービスと比べてセキュリティリスクは大幅に低減されます。また、ガバメントクラウドのセキュリティ対策についてはガバメントクラウドを扱う事業者が実施することになります。

次に資料5をご覧ください。「審査会への諮問が必要となる「重要な変更」」についてご説明いたします。

この表は、個人情報保護委員会（国の三条委員会）が示す特定個人情報保護評価指針の別表（第6の2（2）関係）の抜粋ですが、今般のシステム改修は下部の色付きで枠囲みしている「17 特定個人情報ファイルの保管場所」に該当します。

そして、全項目評価書の該当ページを色枠の右横に記しておりますが、4ページ、6ページ、12ページ、20ページ、21ページとありますが、1ページ抜けておりました。22ページも追加をお願いできればと思います。

それでは全項目評価書の該当ページを確認させていただきたいと思います。冊子になっております全項目評価書をご覧ください。

それぞれの詳細についての説明は省略させていただきますが、まず4ページをお開きください。下の方にシステム4として「団体内統合宛名システム」とあります。こちらは、従前は当広域連合介護保険システムの1機能であった団体内統合宛名機能が標準化により独立したものとなるため項目として追加しております。

6ページの図「(別添1) 事務の内容」をご覧ください。先程の団体内統合宛名システムを含め、国の標準仕様にに基づき、当広域連合の介護保険システム、介護認定審査会システムがガバメントクラウド上に移行したものとなります。

続きまして12ページをお開きください。「6 特定個人情報の保管・消去」の「①保管場所」、「③消去方法」に<ガバメントクラウドにおける措置>とありますが、こちらの項目が追加となります。

データの保管場所はガバメントクラウドとなりますが、ガバメントクラウドを扱う事業者が地方公共団体のデータを扱うことはありません。データ消去につきましても、あくまで当広域連合からの操作によって消去されます。

次に、20ページをご覧ください。オレンジ色付けの「7 特定個人情報の保管・消去」の「リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」における「⑤物理的対策」の「具体的な対策の内容」、そして20ページ最下段から21ページの「⑥技術的対策」の「具体的な対策の内容」にある<ガバメントクラウドにおける措置>、そして、22ページの「リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク」の「消去手順」中、「手順の内容」の<ガバメントクラウドにおける措置>が今回追加となります。

繰り返しになりますが、ガバメントクラウドのセキュリティも含めた必要な対策については、ガバメントクラウドを扱う事業者が実施することになります。

最後になりますが、こちらの全項目評価書は、令和7年11月7日から12月6日までの30日間、当広域連合のホームページに公開し、パブリックコメントを募集しましたが、意見はありませんでした。説明は以上です。

【坂本会長】

ありがとうございました。ここまでの説明で、何かご質問等ありますでしょうか。

【田代委員】

ガバメントクラウドは広域連合ではAmazonのAWSをとおっしゃっていましたが、この4つの中のどれかを政府も使っているのですか。

【事務局】

政府が準備したのがこの4つということになります。

【田代委員】

政府が準備して、各地方公共団体がこの中から使っていいということ。

【事務局】

この中から選ぶ形です。

【田代委員】

政府のそのもののガバメントクラウドというのは、この中のどれかに入っている。

【事務局】

おそらくどれかに入っているかと。

【田代委員】

どれかに入っているのですね。分かりました。

【坂本会長】

それでは、今年度末までに移行が義務ということですね。

全国的だということで、先日WEB記事で、システム会社さんが相当大変だという記事を読んだんですけれども、広域連合も適切に手続きをさせていただいているように思います。ありがとうございます。

それでは、今事務局からご説明いただいたところで、第三者点検は、特定個人情報保護評価の適合性と、それから妥当性の2つの観点から審査を行うことになっています。

つきましては、変更点に関しまして評価書の適合性、妥当性などについて、皆様にご審議いただきたいと思います。

概要について、それから今回は特にその変更箇所についてもご説明いただいたところですが、これにつきまして、適合性、妥当性というところから、まず全体としてご意見があればお伺いして、その後、せつかくチェック表もご用意いただいていますので、これに沿って確認させてもらえればと思います。

まず、全体を通して、法律やシステムの観点からもよろしいですか。

(質疑なし)

【坂本会長】

ありがとうございます。では、せつかくですからこのチェック表を使わせていただきます。一緒にご確認いただければと思います。

まず、点検No. (1)「しきい値判断に誤りはないか。」ということですが、これについて、30万人以上ということですが、当広域連合が67万3,314人ということですから、しきい値に誤りはないということで、チェックさせていただきます。

続いて、点検No. (2)「適切な実施主体が実施しているか。」ということですが、全項目評価書の表紙に評価実施機関名として広域連合長の名前が入っていますので、これも問題ないかと思えます。

次に、点検No. (3)「公表しない部分は適切な範囲か。」ということですが、そもそも非公表部分はないということですが、これは非公表部分ないということで問題ないですか。ないはないで結構難しいと思えますが。

【事務局】

特に問題はありません。

【坂本会長】

はい、よろしいですか。では、これもよしとさせていただきます。

そして点検No. (4)「適切な時期に実施しているか。」ということですが、ガバメントクラウドに特定個人情報を移行する前ですね。今日がこの前に当たるということで、第三者点検を実施しているとのこと。参考までに教えていただきましたのですが、実際に移行できるのはいつ頃になりますか。

【事務局】

予定としては、令和8年3月23日ということで、それでシステムが完成することになります。

【坂本会長】

はい、分かりました。確実に前ということで、これもよしとさせていただきます。

それから、点検No. (5)「適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分に考慮した上で必要な見直しを行っているか。」ということですが、先ほどもご報告いただきましたが、パブリックコメントを令和7年11月7日から同7年12月6日まで1カ月間実施をしていただきまして、意見等の提出はなかったということです。なお、評価書の25ページをご確認いただければと思えますけれども、25ページのところの評価実施手続きで、国民住民等からの意見聴取のところにおいて、実施したということで記載がありました。意見等の提出はなかったということです。これも問題ないかと思えます。

それから、点検No. (6)「特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められるすべての項目について検討し、記載しているか。」ですが、事務の実態に基づきすべての項目について、検討して記載しているということで、25ページのところの第三者点検については、今日の審査の結果を受けて、追記されることとなっております。

少し細かいところの確認ですが、事務の実態というのはどういう意味かなと思ったのですが、実際にどういう風に行っているかということに基づいて記載されているという理解でよろしいですか。

【事務局】

基本的に事務をやっている内容と整合が取れているというところです。

【坂本会長】

ありがとうございます。ということであれば、これもよしとさせていただきます。
適合性については、すべてチェックさせていただきます。

続いて、Ⅱの妥当性に行きたいと思います。点検No. (7)「記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。」ということですが、
けれども、事務の所管の担当係とシステム所管の担当係にリスク軽減措置を確認した上で、
評価書Ⅰの基本情報7、5ページに担当部署を記載しているということですね。

【事務局】

はい。7のところです。

【坂本会長】

評価実施機関における担当部署。

【事務局】

はい。

【坂本会長】

ありがとうございます。

部署としては、総務課、所属長として総務課長さんが入っているということです。きちんと記載もされていますので、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

点検No. (8)「特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。」。

事務の内容、使用するシステム、事務の流れについて、具体的に評価書Ⅰの基本情報3ページから6ページのところですね。先ほどご説明いただいたと思いますが、例えば4ページのところだったらシステム、6ページのところでガバメントクラウド関連の追記が入ったってところですね。これで十分お分かりいただけるかと思います。

システムの間違いはないですか。

【横大路委員】

はい。

【坂本会長】

ありがとうございます。では、8番目の項目も問題なしということにさせていただきます。

9番目、点検No. (9)「特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。」ということで、14ページから22ページにかけてのところで、実態に基づきリスクの特定を行っているということです。特に、先ほどご説明いただいたところでいくと、ガバメントクラウドにおける関連する措置について、20ページのところでリスクに関する検討が行われているかが書かれていますし、22ページにかけてはそれに対する措置について、しっかりと書かれているかと思います。

このあたりは法律やシステム面で問題ないでしょうか。

【高藤委員】

システムのことは分からないところもありますが、内容を確認している限りは大丈夫かと思えます。

【坂本会長】

もし何か分からないというか、確認が必要であれば、質問していただければと思いますが、大丈夫ですか。

【高藤委員】

9番は大丈夫です。

【坂本会長】

ありがとうございます。では、リスクの特定を行えているということですね。

それから10番目、9番と関連しますが、点検No.(10)「特定されたリスクを軽減するために、講ずべき措置についての記載は具体的か。」ということでリスクの特定を行った上で、具体的にどうするかということを書いています。

私も、20ページのところ、ここまでやってるんだなと思ったところが、当たり前と言えば当たり前かもしれませんが、入退室管理策であるとか、装置の外部への持ち出しができないとか、ここまでされているのかと、すごく勉強になりました。こちらも10番目も措置されているということで、チェックさせていただきます。

【高藤委員】

ちょっとよろしいですか。

【坂本会長】

はい、どうぞ。

【高藤委員】

左側の審査の観点と、評価書の概要の記載がちょっと合っていないように思いました。基本的には措置はしている、軽減措置は採っていると思うのですが、この右側が9番と同じ内容になっています。特定されたリスクを軽減するための講ずべき措置について具体的に記載しているとか、そういう記載じゃないといけないと思いますので、修正が必要ではないでしょうか。

【事務局】

すみません。具体的な措置を記載しているという形に修正させていただきます。

【坂本会長】

実際に記載はきちんとされていますので。ですが、確かにそうですね、リスクの特定を行っているから包括しているのかと解釈をしていましたが、ご指摘のとおりかと思えます。では事務局の方で修正をお願いします。

【事務局】

はい。

【坂本会長】

では、11番目に入らせていただきます。点検No.(11)「記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の

信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。」ということです。申請等受理の際の本人確認方法、特定個人情報の保管方法、システムへのアクセス制限など、個人情報保護委員会が定めたガイドラインに則した内容となっているということですね。ガイドラインがありますが、これに則した内容になっているので、妥当なものとして理解してよろしいでしょうか。

(異議なし)

【坂本会長】

はい、ありがとうございます。最後12番目にいきたいと思います。

点検No.(12)「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。」ということですが、住民の信頼確保のため、評価書表紙において、特定個人情報の漏えい等のリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを宣言しているということで、1ページ目のところに書いてありますが、一応読み上げておきたいと思います。個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言ということで、福岡県介護保険広域連合は、介護保険事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言するというので、明確にここで宣言が出されているということで、ここも問題ないと思います。

はい、ありがとうございました。ここまでで第三者点検のチェック表でチェックを入れていただきましたが、改めて何か確認することなどはありますか。

(質疑なし)

【坂本会長】

はい、ありがとうございます。では、変更点に関しまして、評価書に問題はないということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

【坂本会長】

ありがとうございました。それでは、第三者点検について、審査会としての意見は、特定個人情報保護評価書に記載された評価について、個人情報保護委員会が規定する特定個人情報保護評価指針等に照らし合わせ確認した結果、適合性及び妥当性について適当であると認めるという結論でよろしいでしょうか。

(異議なし)

【坂本会長】

はい、ありがとうございます。それでは、この特定個人情報保護評価書(案)の適合性及び妥当性については、適当であると認めるということで、諮問書に対する答申書、それから、評価書の第三者点検の結果の記載内容につきましては、会長の私の方にご一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

【坂本会長】

ありがとうございます。

では、次に次第の4「その他」になります。何かございますか。

【事務局】

はい。当審査会の議事録についてご説明させていただきます。議事の内容については、ホームページに掲載し公開いたしますが、その文言等については、発言された委員の方に確認させていただいた後に確定させていただいております。

また、確定後は委員の皆様へ郵送でお送りさせていただく予定としておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【事務局】

では、そのようにさせていただきます。事務局からは以上です。

【坂本会長】

はい、ありがとうございます。では、皆様から何かございますでしょうか。

【田代委員】

よろしいでしょうか。

【坂本会長】

はい、どうぞ。

【田代委員】

会長がきちんこの審査会で点検した内容を書かれるんですが、私ども委員が書いたチェック表は提出しなくてもよろしいのでしょうか。名前を書いて提出した方が審議した内容が分かるかと思うのですが。

【事務局】

そうですね。これまでご提出まではしていただいていたのですが、確かに委員の皆様がチェックしたものをいただいた方が、それをこちらで適正に保管させていただく方がよろしいかと思しますので、もしこの場でいただけるのであれば、後日ということであれば、その委員様と調整させていただければと思います。この場でご提出いただけるということであればお名前をご記入いただき、帰りに私の方にいただければと思います。

【田代委員】

もう一点、先ほど高藤委員がご指摘された妥当性10番の少し訂正された部分がありますよね。その具体的な措置を記載しているという文言等は、ここに入っていないのですが、入れたものを清書するのか、このまま書いたものを提出するか、どちらにしましょうか。

【事務局】

よろしければ、ご指摘いただいた箇所を訂正した上で再度郵送させていただきたいと思っております。その際にはお名前をご記入いただく欄も設けまして郵送させていただきます。

この時期ですので、お送りするのは年明けになるかと思いますが、ガバメントクラウ

ドへのデータ移行には多少期間がございますので、後日郵送させていただくということで、よろしくお願いいたします。

【坂本会長】

例えば、一旦この場でこれを出しておいて、差し替えという形をとった方が事務局としても事務を進めやすいと思うのですが、それでもよろしいですか。

(異議なし)

【坂本会長】

では、委員の皆様には今日の日付と名前を空欄に書き込んでいただき、これを一旦ご提出いただければと思います。後日修正版を事務局の方から各委員にお送りいただくということで。今日欠席された委員にはどうされますか。

【事務局】

欠席された委員には、議事の内容を郵送させていただくということで、ご説明をしております。

【坂本会長】

分かりました。では欠席された委員に関してはチェック表の提出はなしということですね。出席された委員は後日郵送していただいたものをもう一回書き直す、いわゆる提出用のようなものですね。こちらに差し替えていただきます。

もちろん音声を取っているから議事録として記録は残りますが、紙で残すことも非常に重要かと思います。ご提案ありがとうございます。

他に何かご提案やご意見等はよろしいですか。

(意見なし)

【坂本会長】

はい、どうもありがとうございます。

皆様のおかげで、本日予定の議事は順調にすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和7年度第1回福岡県介護保険広域連合個人情報保護審査会を閉会いたします。どうもありがとうございました。